

中小工業に於ける賃金の研究

寺 沢 正 雄

STUDIES ON THE WAGE OF MEDIUM AND SMALL INDUSTRY

MASAO TERAZAWA

In the present state of Japanese political and economic circles, medium and small industries are at a crisis. As to the wage system, it is distinctly organized in large industries, and it is settled at random in medium and small industries.

The object of this study is to disclose an actual condition of wage system in medium and small industries and to give principle and standard of their wage system.

〔Ⅰ〕 はしがき

日本の政治と経済は、戦後アメリカ資本主義の主導による独占資本主義の再編成過程を通して、一貫した従属体制をとつた占領政策の結果、アメリカ資本主義の全面的影響の下に置かれるに至つた。かゝる国際的独占資本の従属下に位置した結果、その根本的变化に応じて起つた中小工業危機の問題は、世界資本主義体制の全面的危機の深刻化に伴い、これ迄のような単純な対策では解結し得ない深刻さと多様性とを含んでいる。

このような日本の経済社会に課せられた中小工業問題を如何に解結すべきか、又その視角の潮流と論理とを如何に汲みとるべきかについて主として賃金問題を通して分析を行いたいと考える。

さて、中小工業問題は国民経済の先進国に比較して、後進国に於ける程その重要性を増すものである。このことは経済の後進国に於いては、次の如き特質が相乘的に作用する結果であるといわれている。

- (a) 資本主義的生産方法の未発達
- (b) 前時代的安価な農業労働力の残存
- (c) 小型電力及び動力を使用する自働機械の発明
- (d) 経済問題と労働問題との重畳
- (e) 競争淘汰の問題と残存利用の問題との混淆

これらの結果は、イギリスやアメリカに比較して、ドイツや日本では中小工業の残存多く、これに関する問題の重要性が自ら加重せざるを得ないことになるの

である。

〔Ⅱ〕 中小工業の問題点

中小工業の問題点を如何なる視角からとり上げべきかについて、従来の数多い労作を分類するときは、次の三種類に大別することが出来ると考える。

(1) 政治的経済的視角からの分析

中小工業問題を現在の中小工業が持つ政治的経済的問題と対決の場から実践的な課題として取上げる見解がその一つである。かゝる視角に立つた方法論は、今日の中小工業の危機を、

- (a) 国家の独立の危機
- (b) 平和の危機
- (c) 国民生活の危機

と深いつながりを持つたものとすることになる。

かくて、中小工業の問題は、まさに日本資本主義の構造的危機のしわ寄せであり、それはまづ、あくまでも国家権力に結合し、またそれを媒介として外国資本の従属下にある日本の独占資本による中小工業の収奪にあるとするのである。

中小工業が、かゝる従属関係に含まれた、上からの重圧を、狭小な土地所有と半農奴的零細耕作という日本資本主義の基盤からたえず排出される莫大な産業予備軍ないしは失業者の低廉労働力を通して、専ら労働者階級の上に転嫁する事によつて、辛くもその生存をからえている現実である。従つて中小工業は、独占資本とのつながり底のに、中小工業を媒介とする独占資本とプロレタリアートとのつながりを、迂回的搾取の

関係によつてカモフラージュしているにすぎないのである。この結果、中小工業自体についても、もはや、大工業の分身又は傀儡にすぎなくなるのである。

かくて、この分類に属する見解は、中小工業の最終的な問題解決策として、我国資本主義の構造的矛盾を排除する点におかれることになるのである。かかる観点に立つ実証的研究こそが、今後に要請せられるものである。

進駐軍に対する兵器の修理工の請負賃金がアメリカの同じ修理工の七分の一にすぎないということは衆知の事実であり、航空機特にジェット機のオーバーホール（分解修理）に関しても同様の事実があげられ、船舶、機関車、貨車が、何れもコストを下廻つた出血輸出であるという事実、火砲、鉄砲弾、軽火器等の生産関係についても、請負単価のコスト割れが伝えられている。

これらの事実は何れも我国における政治的、経済的完全独立の確保と、各種政治経済の根本的改革なくしては解決しえない問題である。

アメリカの資本主義の支配下での日本の独占資本主義に対して、中小工業確立の革命的コースは、政治経済の革新と中小工業の技術的向上とその合理的、有機的協同化に求めるほかはないとするのである。

(2) 構造的又は経済技術的視角からの分析

第二の類型に属するものは、中小工業問題を、日本の資本主義の構造的特質と、その非合理性との関連に於いて捉えんとするものと、経営の技術的条件や最適経営規模の問題として捉えんとするものとの二つである。

(a) 我国の独占資本主義下に於いて占める中小工業問題をその非合理的な我国独特の経済的、経営的、構造的諸矛盾の中に捕えんとする場合、一般に指摘されるのは次の如き、

- (i) 社会的条件 (少資本、低信用)
- (ii) 経営内的条件 (集約労働、低賃金)
- (iii) 競争的条件 (多量異質の競争者)

であつた。

元来中小工業によつて占められる産業部門は、多くの場合一応外見上存立の理由はあるながら、社会経済的にその存立の地盤は大工業や独占資本によつて直接又は間接に、いわば受動的に動揺せしめられ合理的展開が妨げられる場合が少くないのである。これらの部門は需要供給の狭められた関係から、中小の規模で成立するが、そのよつて立つ成立条件が動揺的であつて、矛盾多き不規則な経営群によつて支えられ、又そ

れをとり囲む外的な条件も、技術的変動とか、不規則な市場的競争とか、国民経済の不均質な経営構造の成立とか、不合理な中小工業の内部構成とかによつて始めて存立せしめられているのである。要するにこれらは独占資本の運動法則の場にさらされながら、異質的雑工業群なるが故に存続せしめられるのである。従つて独占資本活動展開の軌道に表われる矛盾としての中小工業の存在を説くものであるから、何れは大規模合理性によつて解消されねばならないことになるであろう。たゞそれが存続するのは、社会に於ける独占資本による生産総量と中小工業による生産総量との量的比重の問題におきかえられるように考えられる。

(b) 中小工業問題を経営の技術的条件或いは最適経営規模の観点から説くものは、経営に於ける最適経営規模の技術的制約からくる異質的分布にその根拠を求めるものである。この場合にも中小工業は、大工業に伍して平均利潤を獲得し得る限界線に立つ場合が多く、特定の地方、特定の時期、特定の業種に於いて成立するのが普通である。

勿論経営の技術的条件や諸種の原因に基づく非合理性は充分考慮すべきであるが、結果としては独占資本による搾取を合理化するか、或いは中小工業の発展を抑制せんとする限界を規定するに過ぎないとも考えられる。

現在中小工業に於ける独立形態をとつているものでも、又独占資本の複雑多様な収奪のメカニズムの下に直接的従属関係におかれているものでも、総体としてみれば間接的迂回的な支配収奪の下に置かれその存在の根拠を次第に奪われゆきつゝある現状である。

要するに中小工業問題は独占資本に対して対等にその経営を経済に適応せしめ得ない点に帰着するのであるから、何らかの理由に基づく不完全競争が存在の前提を形成するものであるとなす理論であるとなし得るであろう。

(3) 特殊の視角からの分析

第三の類型としては、以上の何れにも入らない中小工業問題論であつて、その数は非常に多い。これらの中には特定の業種、時定の時期、特定の場所における中小工業については妥当する卓越した理論である場合もあるが、中小工業全体としてはとり上げ難く、多くの場合独断論に傾いて客観的科学的分析に缺ける場合が殆んどである。

このような一定の目標や方法論に缺けた立場から中小工業の問題点を抽出することは、しらずしらず独占資本の立場を擁護する結果になつている場合が多いの

である。

〔Ⅱ〕 中小工業の賃金制度

(1) 我国中小工業の低賃金問題

戦前の我国工業への原料供給の基盤は、すでに日清、日露の戦勝以来、中国朝鮮の原料資源を利用し、特に満洲事変後は支那大陸の資源に対する直接支配を強め、更に東南アジア諸国に対しては、製品輸出による原料資源の確保態勢を強化し、かくて中国及び東南アジアに対する帝国主義的原料資源の支配を完成した。この外、主要な食料についても、主として中国及びアジア諸国からの相互貿易によつて補はれてきた。

敗戦の結果、我国帝国主義の基盤となつていた植民地、半植民地は失われ、軍需は消滅し、生産設備は破壊又は極度に老朽化し、国民は極度に窮乏に陥つたが、特に敗戦直後の混乱期に於いては、生産は極度に低下し、インフレとヤミ経済が横行した。アメリカの占領政策から言つても、日本の軍勢力を一時破壊し、独占資本の力が一時弱体化された後には、日本経済を構造的にアメリカ経済の従属下に置いた上で、独占資本を強化育成することが必要であつた、占領下の日本工業の生産回復は、この様なコースの上に強力な国家の保護政策に擁護されながら実現されたものである。この過程の進行に伴い、中小工業は、独占資本の集中化と生産の集積化に反比例して支配せられ淘汰せられた。

戦後に於ける我国中小工業の不振、衰退はかゝる一連の経済現象の結果導き出されたものである。従つて中小工業に於ける低賃金は、必然的に中小工業の窮乏と共に、救い難い状態に置かれたのである。

今日に於ける中小工業の危機とその低賃金問題のよつて来る諸原因は種々あるけれども、之等を要約すれば次の如くなし得るであろう。

- (a) 内外平和市場の狭隘化
- (b) デフレ政策の中小工業への浸潤

デフレ政策の基幹となつた大蔵省の市中金融機関に対する融資規制に関する通達は次の如き項目からなつている。

- (1) 信用供与の抑制
- (2) 設備資金の抑制
- (3) 運転資金の抑制
- (4) 系列融資の規制
- (5) 貸出内容の健全化
- (c) 課税の重圧の量質的な激化
- (d) 原料高、製品安の実体

(e) 下請関係の悪化

次に、中小工業の経営的難点は次の如き原因によつて起つているものと一般には説かれている。

- (a) 経済性、生産性、収益性の低度なこと
- (b) 協同組合、同業組合等の組織化の不充分なこと
- (c) 中小工業の系列化の未発達なこと
- (d) 助成機関の不整備なこと

一般に経済的不況の現象は、

- (a) 金融部門
- (b) 流通部門
- (c) 財務一般部門
- (d) 生産部門
- (e) 企業全体

の順序で波及するものである。

中小工業の多くは現在金融難、資金難の状態から流通、財務一般、従つて企業全体に及ぼるとし、倒産廃業に到らずとも、売行不振、受注減、売掛金回収難、借入金返済等のため、過剰人員整理、賃金遅払、経営難に陥りつゝある。

(2) 中小工業に於ける賃金の特色

(a) 中小工業に於ける賃金水準の特色

(1) 賃金と生活費との一体化

我国の労働人口は零細耕地に依存する小農の家庭から供給される莫大な産業予備軍により絶えざる増加の危険にさらされている。このことは、反面中小工業に於ける賃金水準の低下の原因となつていのである。

事実上、中小工業に於ける労働者の賃金は、その生活費と一致し、殆んど下げられない限界にまできている。

東京都Ⅰ区に於ける職業安定求人票に現われた賃金の最高最低一覧表を示せば別表の如くである。

ここの求人関係担当者の述べる所によれば、これらの企業に於ける最低賃金の多くは中小工業からの申込であると言うことである。男女工員の賃金が一ヶ月三千円程度の場合には、恐らく生活費をも償い得ないものと考えざるを得ない。

賃金と生活費とが一致する場合に於いては、災厄の発生、疾病、物価騰貴の起る場合にはたちまち生活に脅威を感じざるを得ないから、日常生活を不安ならしめることになる。

(2) 賃金水準の停滞

大工業と中小工業について、その初任給を比較すれば、甚しい格差は見られない。東京都に於ける本年度卒業生についてその標準賃金を示せば次の如くであ

産業別賃金表（東京都 I 区）

産業別	性別	最低	最高
建設業	男	3,500	12,000
	女	3,500	6,000
食料品業	男	3,000	10,000
	女	3,000	6,000
紡織業	男	5,500	7,500
	女	3,500	4,800
衣服製造業	男	3,000	13,000
	女	3,000	8,000
木材業	男	3,000	24,000
	女	3,500	8,000
印刷出版業	男	4,000	15,000
	女	3,000	6,000
化学工業	男	6,000	10,500
	女	3,000	6,000
ガラス業	男	3,000	9,000
	女	4,500	6,000
金属製造業	男	3,900	15,000
	女	3,900	6,000
機械製造業	男	4,500	15,000
	女	4,000	6,000
電気機械業	男	4,500	15,000
	女	3,900	6,000
輸送機械業	男	5,000	15,000
	女	4,500	6,000
精密機械業	男	7,000	18,000
	女	5,500	7,000
卸費業	男	3,000	13,500
	女	3,000	10,000
小売業	男	3,000	10,000
	女	2,000	8,000
金融保険業	男	3,000	13,000
	女	3,500	7,500
陸運業	男	7,000	15,000
	女	4,000	8,000
水道業	男	4,000	9,000
	女	3,000	6,000
サービス業	男	4,500	15,000
	女	2,500	6,000

る。

(i) 中学卒業生 4,500円

(ii) 高校卒業生 6,500円

この標準賃金は、大工業及び中工業に於いては、多くの場合与えられている様である。然し小工業及び職業安定所を経由しない雇傭や臨時工に対しては実施されていない様である。

この様に、中小工業は大工業に比較して、その初任給に於いても或程度の差異はあるのであるが、問題は、その後の昇給の程度、即ち賃金水準の停滞如何の点である。中小工業の或るものについては、数年に亘り昇給が行われず、種々の口実を設けてその昇給を延

引しているのが実際である。この結果、初任給に於いてはさしたる差異はないにも拘らず、勤続年数の経過するに伴い、大工業と中工業との間には、賃金水準の格差が益々拡大するものである。

(イ) 景気変動への対応性

中小工業に於ける賃金水準の特色の一つは経済社会の景気上昇と共に引上げられ、沈滞と共に解雇、現状維持、引下げ等の経過を辿ることである。我国では、昨秋以来金融引締の影響が中小工業へのシワ寄せとなつて現われてきているのであらゆる面に於いて景気の悪化がみられている。

東京都で次の十二工場について実態調査を行つた結果、

東京都 S 区 1 Cピストン株式会社

2 N機械工業合資会社

3 H毛織株式会社

東京都 K 区 4 S工業株式会社

5 M薬品株式会社

6 Nランプ株式会社

東京都 K 区 7 T果精食品株式会社

8 Lメリヤス株式会社

9 Mベニヤ製作株式会社

東京都 O 区 10 S印刷株式会社

11 S電気器具製作株式会社

12 Tケミカルガラス株式会社

その受註量の状態を見ると次の如くであつた。

(i) 受註量の増加せるもの 二工場

(ii) 受註量の無変化のもの 四工場

(iii) 受数量の減少せるもの 六工場

次に、売上総額について見ると、次の如くであつた。

(i) 売上高の増加せるもの 二工場

(ii) 売上高の無変化のもの 五工場

(iii) 売上高の減少せるもの 五工場

更に、賃金水準については、十二工場中、引上げた所は殆んどない。たゞ二工場だけが、五分乃至一割の引上を行つている。これはMベニヤ及びS電気器具製作工場であつた。然しこれも、定期的昇給又はそれに近い性質のもの様に考えられた。

この様に賃金水準はいくらか上つたものもあるが、大体に於いて変化なく、依然として、

(i) 男工 8,000円—9,000円

(ii) 女工 4,000円—5,000円

と言う様な、甚だしい低賃金の様であつた。

然し朝鮮事変中は、一万円以下の男子工員は企業に

よつては殆んど見られなかつたと言われている。それも大体に於いて賃金水準の引上と言うよりは、残業、歩増等による手取金の増加が著しかつたと言われている。

(イ) 陽の当る工業と陽の当たらない工業との対照性

独占資本を背景とした大工業は、陽の当る工業とも言われる如く、経営状態もよく、賃金も一般に高いが、金融引締によるシワ寄せと、大工業の取奪にあえている中小工業は、経営も悪化し、賃金も安く、正に陽の当たらない工業とも言い得るのである。又同じく中小工業の中でも、比較的好い環境と好い条件に恵まれている業種に於ける賃金に比較して、悪環境と悪条件に苦しんでいる陽の当たらない工業に於ける業種の賃金は悲惨な状況にある。

現在比較的好景気を持続している工業としては、セメント、石油、ベニヤ、段ボール、陶磁器、電気器具、一部の化学工業、食品工業等の如きがあり、これらの工業や、これらに関連する中小工業に於ける賃金水準は、現在悪条件下にある製鉄、製鉄、造船、紡績、紡織、石炭工業やこれに関連する陽の当たらない中小工業に於ける賃金水準よりは、高いのは当然である。

これらの中でも勿論労働組合組織の強力なものと然らざるもの、団体交渉の巧拙等により一概には論じ難いが、陽の当たらない、デフレと金融難に悩まされている中小工業に於ける賃金水準は、非常に低いことが、調査の結果実証された。

(b) 中小工業に於ける賃金制度の特色

各種企業の賃金制度について、それらに共通した構造内容を抽出するならば、

(i) 生活給と見られる本人給、年令給、勤続給、家族給、地域給、冬営給、などと、

(ii) 能力給と見られる職階給、能率給、奨励給、出勤手当、職種給、請負給、役付給、超過勤務、特殊労働、特殊勤務など

なる二系統の給付に大別することが出来る。

大工業に於いては、明確な賃金制度を規定し、その構造内容を科学的、系統的に研究して、各種の給付を配列しているのに対して、中小工業に於ける賃金制度は、如何なる特質を有するものであろうか。以下その主要なるものについて概説することにする。

(1) 賃金制度の存在しないこと

中小工業に於ける賃金制度の特色は、明確なる賃金制度そのものが存在しないことが、第一の特色である。

東京都の中小工業について、既述した十二企業に於ける賃金制度について調査した結果、

- (i) 労働組合が結成され、賃金制度が団体交渉により確定されていたのは、二企業についてであり、
- (ii) 賃金制度の存在を、各工員が確認しているものは、七企業についてであり
- (iii) 賃金制度の存在を知らないものが三企業あつた。

今回調査した東京都の中小工業についての実態は、名古屋市の中小工業についても、同様のことが見られるのである。一般に、中小工業については、明確な賃金制度の存在しないものが、少なくないことを確認することができるのである。

(2) 賃金制度が科学的、客観的でないこと

中小工業の中には、賃金制度は存在していても、その構造内容が科学的、客観的でないものが少ない。

例えば、労働時間についても、比較的不規則なものが多く、調査十二工場中、残業についてみても、

- (i) 残業手当を支給しているもの 10企業
- (ii) 残業することがあつても、残業手当を支給していないもの 2企業

であり、家族手当について見ても、

- (i) 家族手当を支給しているもの 三企業
- その中でも、その金額については、三者共に異なり次の如くであつた。

1 扶養家族	一人	300円
	二人以上	200円
2 扶養家族	一人	300円
	二人以上	150円
3 扶養家族	一人	200円
	二人以上	100円

(ii) 家族手当を支給していないもの 九企業であり、従業員の交通費について見ると、

- (i) 交通費を負担するもの 三企業
- (ii) 交通費を負担しないもの 九企業

であり、従業員の出勤その他の奨励給について見ると、

- (i) 奨励給を支給するもの 4企業
- (ii) 奨励給を支給しないもの 8企業

であり、工場長、職員等の役付手当について見ると、

- (i) 役付手当を支給するもの 9企業
- (ii) 役付手当を支給しないもの 3企業

であつた。

(3) 賃金制度の管理が個人的、感情的であること

中小工業に於ける賃金制度は、戦後に於いては生産給を基準とし、しかも最低生活費に釘付けしてきたが、最近では能率給を加味するに至っている。昨年下半年以来デフレ政策の浸透により、賃金は昇給することなく、殆んど停滞していることは既述の如くである。然し名目的に賃金の引下られた工場は一個も見られなかつたが、経営者が個人的に従業員の解雇、定休日の設置、残業廃止等により、実質的な賃金引下、負担の軽減をはかっている様であつた。

この様に経済社会の景気悪化の時期に於いては、賃金制度を個人的事情によつて左右し、賃金の増加を種々の口実を設けて行わないのが常である。更に、極端な例としては、作業態度、製品について苦情をいふ、感情的にその工場に居たたまれなくした様な例も見られた。

中小工業に於ける労働者の賃金は生活費、能率、技能等を勘案して、経営者により経験的に決定せられている場合が多い。従つて経営者は経済社会の景気や企業の収益状態から主観的に判断し、その賃金の決定を行つてゐるのである。

調査した十二工場の中で、名目賃金を引下げたものはなかつたけれども、取引先から不渡手形を受取つた為に、賃金支払を延期しているものが一企業あつた。

中小工業に於ける賃金制度の特色は、以上述べた如く、賃金制度そのものが存在しなかつたり、賃金制度が合理化されていなかつたり、賃金制度の管理がでたらめであつたりする所にあるのである。

今後は賃金制度の合理化、科学化、客観化について、慎重な考慮が払われなければならないと考えられる。

〔IV〕 東京都と名古屋市に於ける中小工業の賃金に関する比較研究

中小工業に於ける労働者の賃金は、一般的に大工業

に於ける労働者の賃金に比較して、低廉であるのみならず、その決定方法も非科学的、非論理的であることが明らかになつた。

ここに於いて、再び問題を深くほりさげて、具体的に、東京都の中小工業に於ける労働者の賃金が、何故に同一又は類似の業種については、名古屋市の中小工業に於ける労働者賃金よりも高いかという点について、解明してみたいと考える。

東京都と名古屋市との中小工業に於ける賃金を比較して、その相違の原因を検討した結果、大体次の三つの原因によるものであると結論しようとする。

- (1) 生計費の相違
- (2) 労働市場の広狭
- (3) 労働生産性の差異

以下これらの原因について、順次究明を加えることにする。

(1) 生計費の相違

東京都と名古屋市の中小工業に於ける賃金の差異は、何によつて起るかという点について第一に問題となるのは、生計費の相違である。

さて、生計費の相違を何に基準を置いて測定すべきかは、困難な問題であるが、その手がかりを一般に物価指数に求める立場は最も合理的である。もつとも、この場合一般物価指数に客観的価値の存在を認めるか、或いは客観的物価指数の存在を否定し、個々の部分的、特殊の物価指数によつてこれを測定する立場を認めるかは困難な問題である。

ここでは、一般物価指数の代りに種々の特殊物価指数、例えば生産標準物価指数、取引標準物価指数、消費標準物価指数、消費者物価地域差指数等の中から、消費者物価地域差指数をとつて、一応の標準としてみたいと考える。

東京都を始めとして我国に於ける六大都市の消費者物価地域差指数を示せば次表の如くである。

消費者物価地域差指数 (総理府統計局調、基準東京=100)

都 市	1951. 4~6		1951. 7~9		1951.10~12		1952. 1~3		1952. 4~6		1952. 7~9	
	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料
東 京	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
横 浜	97.1	97.3	99.1	99.0	98.0	97.4	98.4	97.8	97.7	97.7	99.5	98.5
名 古 屋	93.5	94.6	93.2	94.7	92.1	93.6	92.6	94.4	92.9	94.8	95.4	95.4
京 都	97.6	99.9	99.8	102.4	97.4	99.8	98.7	100.3	99.3	102.5	101.7	105.5
神 戸	99.6	99.4	103.4	102.9	101.9	103.0	99.9	101.6	99.3	101.4	101.5	102.4
大 阪	100.9	101.5	102.5	104.1	100.2	103.2	100.3	102.2	101.0	104.8	100.1	105.5

これによつてみれば、名古屋市は他の都市に比較し

て最も消費者物価指数は低く、特に東京都に比較すれ

ば総合及び食料に関する消費者物価指数は大体平均して5%程低い。

もつとも、消費者物価指数の相違は、直ちに労働賃金の相違を示すものであるとは言えないが、これをもつて一応の標準とするのは妥当であると考えられる。

今回の東京都に於ける十二の中小工業調査の結果判明した賃金を、同種工業の名古屋市に於ける賃金と比較した結果も、又東京都I区に於ける職業安定所への労働者雇入申込賃金を、名古屋市N区に於ける職業安定所への労働者雇入申込賃金とを比較しても、大体5%に近い相違がみられた。

更に東京物価調査会の発表した職業別賃金表を見れば、別表の如くであつて、ここでも東京都と名古屋市との間には、大体5%内外の賃金の相違がみられるのである。

職種別賃金表

東京物価調査会(1953)

職 種	東 京	名 古 屋
	円	円
大 工	515	495
左 官	515	500
石 工	545	515
土 工	345	315
板 金 工	475	470
電 工	515	495
鉄 骨 工	515	495
鉄 筋 工	515	495
煉 瓦 積 工	515	495
コンクリート工	475	455
製 材 工	475	455
硝 子 工	475	455
雑 役	225	235

これらによつて東京都と名古屋市との間には大体5%程度の生計費の相違がみられ、これが中小工業に於ける労働者賃金の相違となつて、現われてきていると断じうると考える。

(2) 労働市場の広狭

労働市場とは、労働力の供給者たる労働者とその需要者たる企業家とが、一定のとき、一定の場所に於いてその要求を充足しうる市場をいうものである。従つて、そこでは需要者と供給者との、それぞれの希望条件、労働人口、資本の多少などによつて、具体的な労働者の作業場所、労働時間、労働賃金が決定せられるのである。景気変動の波によつて労働者賃金その他の

労働条件が変動することは、衆知の事実であつて、好景気の時はその労働人口に対する需要が多く、賃金その他の労働条件は、労働者に対して有利であり、不景気の時はその反対である。

かくの如く、労働市場とは労働力の自由な、自然的な、交流可能な範囲を言うものであるから、一般的にはある産業区域を中心として流れる労働力の需要と供給の状態によつて、労働賃金が決定されることになるのである。

労働市場に於ける労働力の需要と供給との状態並びにその結合、不結合の状態を公共職業安定所の求人票及び求職票により集計分析して、昭和27年6月労働省労働統計調査部並びに名古屋市中職業安定所から発表された資料に基づいて、東京都と名古屋市との労働市場の概況を比較することにする。

(a) 労働市場の地域的、人口的、所要金額的構造内容は東京都と名古屋市との間には比較にならない程の相違がある。更にその労働市場の特異性をみると東京都は比較的労働条件もよく巨大な労働力の需要地域を背景としているために、労働力の過剰率は極めて高く失業者増加の傾向が認められる、このことは、数字上は求職者中、就職しうるものは20%内外に過ぎず大部分の求職者は不消化の状態を示されている。

名古屋市の労働市場に於ける労働力需給の一般的特徴は昭和二十三年から昨年に至る迄は、特に供給労働力の相対的不足を招き、需要の充足が非常に困難な状態にあつたということである。これはこの市場に於ける需要が、繊維業や中小機械器具工業を主とする軽工業からの需要が基礎になり、しかもこれらの需要は労働条件の比較的低い無技能工乃至は半技能工に偏しているからである。

一般に労働市場に於いては、男子は女子よりも供給労働力の過剰が著しいのであるが、特に名古屋市の労働市場に於いては女子の求職者の不足は甚だしく、就中紡績女工を主とする繊維関係工業に対する供給労働力の調達は極めて困難であつて半数に近い求人が未充足となつている。

元来、名古屋市の労働市場はその衛星都市からなる労働力供給源をひかえ、しかもこれらの地域で比較的調達し易い半技能工乃至無技能工の需要を基盤としているにも関わらずその不足を招いているところに、この市場に於ける需給調節の困難さがあり、大きな問題が存在している。

(b) 東京都を中心とする地域と名古屋市を中心とする地域に於ける労働市場の労働力需給及び結合状況

を分析すれば次表の如くである。

$$\text{過剰率} = \frac{\text{求職者数} - \text{求人人数}}{\text{求人人数}} \times 100$$

$$\text{充足率} = \frac{\text{充足求人人数 (就職者数)}}{\text{求人人数}} \times 100$$

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者数}}{\text{求職者数}} \times 100$$

労働市場需給及結合状況

昭和27年6月

地域別	過剰率 %			充足率 %			就職率 %		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
東京都	165.5	204.5	113.1	58.1	57.9	58.3	23.6	20.2	30.2
名古屋市	23.1	39.4	2.8	56.5	58.3	54.3	43.9	42.3	46.6

次に労働力の需給及び結合状況の如何により、主として過剰率の多少を中心として観察すれば、次の如き三つの類型が存在することを発見する。

(i) 労働力の供給過剰型 (過剰率200%以上)

この類型は、一般事務員がその代表的なものである如く、求職者が給与条件のよい都市の職業へ殺到するという労働力の流動法則となつて表現されるものである。しかし多数の求職中には、職業に対する所要要件を具備していない不適格者も少なくないのである。何れにしても、この類型に属する職種への就職は極めて困難である。

(ii) 労働力の供給過少型 (過剰率50%未満)

この類型は、販売店員、外交員等がその代表的なものである如く、供給労働力の不足によつて求人者側の需要の過半数が未充足に終つている職種である。この類型に属する職種への就職は比較的容易であるが、そ

の採用条件、附帯条件等について種々考慮すべき問題が含まれている。

(iii) 中間型 (過剰率50%—200%)

この類型は、名古屋市を中心とする労働市場では会計事務員、外交員、自動車運転手、プレス工等が含まれているのであつて、それぞれ複雑な要因をもっているため、需給関係の差異は比較的少ないのが特徴である。従つてこれらの職種に於いては、主として特殊の知識、技能が必要であるから求職者がある程度限定されており、供給過剰型にみられるように不適格者が集中することなく、就職率乃至充足率も比較的良好であるのが常である。

全国に於ける職種別需給及び結合状況と、名古屋市を中心とする地域に於ける職種別需給及び結合状況とを、名古屋市中職業安定所調査課の資料によつて示せば次表の如くである。

職種別需給及結合状況

昭和27年6月 (全国)

類型	類型別	職種	過剰率 %	充足率 %	就職率 %
I	労働力の供給過剰型	一般事務員	770.0	61.1	14.4
		会計 "	682.4	65.8	16.0
		自動車修理工	653.0	70.6	18.8
II	労働力の供給過少型	外交員	- 26.6	36.6	33.6
		販売店員	88.6	55.1	33.7
III	中間型	自動車運転手	311.5	73.8	21.1
		鋳物工	244.2	92.3	12.3
		金属プレス工	140.5	68.9	25.4
		施盤工	321.0	76.3	28.1

職種別需給及結合状況

昭和28年4月 (名古屋市)

類型	類型別	職種	過剰率 %	充足率 %	就職率 %
I	労働力の供給過剰型	一般事務員	521.9	37.5	6.0
		電話交換手	233.3	100.0	30.0
		洋裁師	205.0	65.0	21.3

Ⅱ	労働力の供給過少型	自動車修理工	53.8	38.5	13.6
		販売店員	- 26.6	29.5	25.0
		鋳物工	28.0	56.0	40.2
		旋盤工	16.3	68.8	43.8
Ⅲ	中間型	会計事務員	388.9	66.7	59.1
		外交員	191.9	13.5	5.6
		自動車運転手	163.2	47.4	18.0
		プレス工	187.5	125.0	43.5

さて、以上の統計数字によつてみれば東京都を中心とする労働市場に於いては過剰率が高く大量の不消化労働力が示されているのに対し、名古屋市の労働市場に於いては過剰率も少なく、就職率も二倍以上の比率を示している。

次に、これを職種別にみると、東京都の労働市場に於いては、知的労働力、高度の技能労働力の供給過剰にも関わらず職種に対する適格労働力の相対的不足からくる需要の未充足が現われているのに対し、名古屋市の労働市場に於いては、軽工業部門に於ける需要基盤の弱さからくる不消化乃至未充足が示されている。これらの問題の解決に当つては、特に労働市場の合理的組織化と需給の地域的均衡を調整する労働力の流動性を促進・強化する必要があるのである。

(c) 労働市場の広狭の差は如何なる影響を賃金に対して生ずるかという点についてみると次の如き項目を挙げる事が出来る。

(i) 労働力の需要者は、労働市場が広く、大量異質の供給労働力がある場合に於いてはそれらの中から質的に優秀であり、自己の企業に最適なもの、比較的自由に選択し得ることになる。しかしながら他企業との競争、労働者間の能力比較、労働者の意思の尊重等の必要から相当高額の賃金を支払わなければならないであろう。

(ii) 労働力の供給者の側に於いても、労働市場の大なる場合は、多量の同種労働力供給者の存在を知ると共に多量異質の大規模な労働力需要者の存在を期待し得ることになる。従つて自己の知識、技能、性格に最適な労働力需要者を広範囲の労働市場から選択してこれに応ずることになるから、比較的高い賃金を獲得し得ることになる。

(iii) 生計費の増加による賃金の差異を生ずることである。労働市場の広大なことはそれだけ背後人口の多いことを意味し、必然的に生計費の向上と賃金の増加を来す結果となるのである。

(iv) 交通費、文化費の増加が賃金向上を生ずること

である。労働市場の拡大と共に、地域の拡散が起り、企業に關与する労働者の交通費は増加する。それと共に都市に於ける文化施設を利用する機会も増加することになるので、文化費の負担も増すことになる。これらの結果、必然的に賃金の増加を来すことになるのである。

(3) 労働生産性の差異

東京都と名古屋市の中小企業について、既述の十二工場に関する実態調査の結果を比較してみると、作業工賃、請負工賃、下請負工賃の間に約10%の開きがあつたことが判明した。

かかる結果を生ずる原因についてみると、東京都の場合には、製品の広告宣伝がゆきとどき、販売量も多く、販売価格も高いことである。従つて同種の製品、同系統の加工品についても、その商品価値、売ゆきに相違があるので、こそに従事する労働者の賃金にも差異を生ずることになるのである。

労働生産乃至は労働力による附加価値の相違の具体的事例としては、団書印刷費を挙げる事が出来る。

東京都に於ける9ポイント、A5判の組版代の標準価格は1頁(1000字以内)につき350円であるのに対して、名古屋に於ける同一組版代の標準価格は、1頁につき300円である。

外にも、同種機械の部品の加工請負賃金について、又同系統の化学工業の労働者賃金についても同様な事実の存在を確認することが出来た。

これらの場合に於いて、最も市場価格の低い製品を生産するものは、辛うじて所要経費を償うか、場合によつては加工賃金をも支払いえない状態である。

以上の如き東京都と名古屋市の労働生産性の相違は、あらゆる工業についてみられる所であつて、これらが賃金の差異となつて現われてくるのである。

(V) 中小工業の賃金対策論

中小工業の賃金対策は、もともと中小工業問題に対する基本的視角から出発しなければならないものであ

るから、中小工業問題に対する視角が同一でない如く、中小工業の賃金対策も多岐に分れ、必ずしも一致をみていない。しかしこれをその類型によつて分れば、中小工業問題に於ける場合と同様に、大体三種類となすことができる。

(1) アメリカの対日政策の転換と推移に関連して、日本基地化の趨勢、軍需生産の拡大、経済恐慌深刻化の傾向は、国際独占資本に従属することによつて、最大利潤の分前に預かろうとする独占資本と、アメリカの帝国主義に反対し、民族産業の防衛、平和産業の擁護、日中貿易の促進を唱え、日本の政治的経済的独立を主張する民族資本との対立関係を明白ならしめた。

かくして今や多少の犠牲を払つても世界の平和を守り、民族の独立を確保し、自力経済確立の決意をもつて立ち上らなければならないとする一連の学者がある。

かかる学者の主張する論拠としては、

- (a) 中小工業や労働大衆を育成する政治経済の確立
- (b) 海外貿易、特に日中貿易の積極的拡大
- (c) 平和的民族産業の防衛と民族独立の確保
- (d) 国内大衆の経済生活の水準の向上

等を挙げる事が出来る。これらの基本的な要望は中小企業者、労働者、農民からなる国民大衆の間に完全な一致点を見出すものであり、この基本的な一致点を基盤として労資協調の場を実現すべきであるとなすのである。

この見解によれば、中小工業に於ける賃金は直接国家の中小工業保護育成を旨とする政治経済政策の推進と共に、中小工業の発展、その労働者賃金の向上安定をみるに至るのである。

(2) 第一の見解とは対立する理論であつて、一応日本経済の当面する危機を容認しながら、中小工業問題の対策を現実の国際関係、国内政治経済の民主化の方向に於いて、有効適切な中小工業振興政策の推進をはかり、その賃金問題をも解決せんとするものである。

これは、資本主義の修正改良という社会民主的立場を代表する所の理論と解せられるものであつて、それら学者の主張する論拠としては、次の如きものをあげることが出来る。

(a) 金融対策

輸入原料に対する外貨の割当、資材、電力に対する国内割当、国家資金による中小工業の金づまりの打開

などの金融的対策を主張するものである。

(b) 合理化対策

経営規模の適正化、財務管理の合理化、販売管理の合理化などの経営合理化による中小工業の窮状打開を主張するものである。

(c) 組織化対策

中小工業の窮状は、その大量異質に原因するが故に、中小工業者相互の自覚にもとづき、その組合組織の結成促進により、効果的打開の道を開くべきであるとなすのである。

これらの見解は、国家或いは経営の合理的な改善によつて、中小工業苦境の状態が打開されるという仮定に立つものであつて、最も常識的ではあるが、ややマンネリズムに陥つて、進展の跡がみられない観がある。

更に、これらの理論の中には、理論としては成り立つが実際には中々実現し難いものが多く、現実の中小工業に於ける労働者賃金に対しては、やや理論倒れになりがちである。

やはり、中小工業にとつては、ケース・バイ・ケースという立場にたつた具体的な保護助長策が必要であり、かかる公私機関の拡大充実が強く要望せられている。

(3) 以上の外に、中小工業に於ける賃金対策としては、中小工業の安定強化をはからんが為に同種工業者間の連帯や、独立経営意欲の強化を説く理論や、関連産業の苛酷な生産条件や資金的圧迫については苦情処理機関の如きものを設けて公正に解決を計るべきであるとなすもの等があるが、特に方法論として注目し得るものは少いようである。

(VI) むすび

この論文は、本年三月名古屋市経済局長の委嘱による中小工業の賃金制度に関する研究の結果ででき上つたものである。

元来、中小工業に於ける労働者の賃金制度は、本文中に述べた如く、大工業に於ける労働者の賃金制度に比較して、主観的、総合的、非科学的である為に、その調査研究が極めて困難であり、十分に予期した様な結果が明確に把握し得なかつたことは、非常に遺憾であつた。

現在、我国の経済社会に於いては、独占資本による中小工業の取奪、その結果生ずる中小工業の窮乏、落層が見られつつある一方、現実には、しいたげられても屈しない中小工業の大群をみる事が出来る。これ

らの中小工業に対して、今後の進むべき指針を示すべき学者の研究が当面しつつある危機のどんぞこに於いて期待せられている。

我々は、我国経済構造の特質と、中小工業の種々の状態と、その相互関係を認識し、今後の発展法則を見出さなければならない。この場合法則の科学的、客観的、一元論を認めることは非常に容易であるが、この原則を新しい社会現象の上に、具体的尺度として公式的に適用することは危険である。

かくして、既成の理論や資料や統計を唯一のよりど

ころとせず、額に汗した実態調査の必要性と重要性の認識を、更に一段と深めるべきである。

中小工業の賃金制度について、十分に徹底的な調査研究を行つたとはいえないが、社会主義的な民族意識に根ざした中小工業の賃金制度論と、修正資本主義的な、現実に根ざした中小工業賃金制度論との対立が、民主的、国民的、民族的広場に於いて、はたされんとしつつあることを、ここに力説して筆を擱くことにする。

— 完 —